



# 大津市公報

令 和 3 年 4 月 15 日  
号 外 (第 28 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### ○ 規 則

51 大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1

### ○ 公 平 委 員 会 規 則

1 大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 2

## 規 則

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和3年4月15日

大津市長 佐 藤 健 司

### 大津市規則第51号

大津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大津市国民健康保険条例施行規則（昭和37年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 5 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、委員に書面による賛否を求めて協議会の審議に代えることができる。

「様式第7号中 

01010-7-960040	保険料額
----------------	------

 を 

01010-7-960040	合計金額
----------------	------

 に、「金額を訂正したもの、合計金額が

30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません」を「は、裏面記載の金融機関窓口並びに大津市役所本庁及び各支所でのみ使用可能です」に改める。

「様式第8号中 

01010-7-960040	保険料額
----------------	------

 を 

01010-7-960040	合計金額
----------------	------

 に、「納期限」を「納付期限」に、「金

額を訂正したもの、合計金額が30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません」を「は、裏面記載の金融機関窓口並びに大津市役所本庁及び各支所でのみ使用可能です」に、「左記金額」を「上記金額」に改める。

「様式第15号中 

01010-7-960040	保険料額
----------------	------

 を 

01010-7-960040	合計金額
----------------	------

 に、「納期限」を「指定期限」に、「金

額を訂正したもの、合計金額が30万円を超えたものはコンビニエンスストアでは納付できません」を「は、裏面記載の金融機関窓口並びに大津市役所本庁及び各支所でのみ使用可能です」に改める。

様式第17号及び様式第17号の2中「㊟」を削る。

様式第18号中「（一般・退職）」及び「㊟」を削る。

様式第21号中「㊟」を削る。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市国民健康保険条例施行規則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 公 平 委 員 会 規 則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和3年4月15日

大津市公平委員会

委員長 平 井 建 志

**大津市公平委員会規則第1号**

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

大津市職員の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「危機管理監」の次に「、理事」を加え、「調整監」を「デジタル推進監」に、「市民スポーツ・国スポ・障スポ推進監、まちづくり連携推進監」を「スポーツ推進監、子育て推進監」に改め、「イノベーションラボリーダー」を削り、「室次長」の次に「、児童クラブ課専門員」を加え、同表出納室の項中「次長」の次に「、参事」を加える。

別表第2子育て総合支援センターの項中「所長」の次に「、副所長」を加え、同表ふれあいセンター(比叡ふれあいセンター、中ふれあいセンター及び南ふれあいセンターに限る。)の項中「比叡ふれあいセンター、中ふれあいセンター及び南ふれあいセンターに限る」を「膳所ふれあいセンターを除く」に改め、同表児童館(坂本児童館、皇子が丘児童館、膳所児童館及び田上児童館に限る。)の項中「坂本児童館、皇子が丘児童館、膳所児童館及び田上児童館に限る」を「小野児童館、堅田児童館及び膳所児童館を除く」に改め、同表保健所の項中「次長」の次に「、管理監」を加え、同表地域包括支援センター(堅田地域包括支援センター、中地域包括支援センター、膳所地域包括支援センター及び瀬田地域包括支援センターに限る。)の項中「、中地域包括支援センター、膳所地域包括支援センター及び瀬田地域包括支援センター」を「及び比叡地域包括支援センター」に改め、同表大津クリーンセンターの項を削り、同表図書館の項中「館長」の次に「、副館長」を加え、同表学校給食共同調理場の項中「、副場長」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和3年4月1日から適用する。